

「合法証明木材等に関する国際シンポジウム2010」における 長官御挨拶（案）

日時：平成22年12月10日（金）

場所：TFT ホール（江東区有明）

本日ここに、「合法証明木材等に関する国際シンポジウム2010」が盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。

はじめに、本日御列席の皆様方におかれましては、日頃より林野行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、インドネシアからは Dr. ムハンマド・フィルマン林業省林産物加工流通局長を始め林業省や木材業界から31名の方々、マレーシアサラワク州からも行政、業界含め13名の方々、また、米国、中国、欧州からも御出席頂いております。

さて、現在、メキシコにおいて気候変動枠組条約の第16回締約国会議（COP16）が開催されています。会合の中でも森林問題、特に、途上国の森林減少問題に気候変動の観点からどう対処していくかが大きな議論となっています。

特に森林の違法伐採は、世界の森林減少・劣化の直接的な要因の一つであり、森林生態系に被害を与え、生物多様性、持続可能な森林経営を阻害する大きな要因とされています。

また、コストに見合わない不当に安価な木材が国際市場に出回ることにより、我が国を始めとする木材消費国の木材流通が乱され、林業・木材産業に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

我が国としては、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」との基本的考え方に基づいて、違法伐採対策に精力的に取り組んでおり、平成18年度から政府が率先して「グリーン購入法」に基づき、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とする措置を導入しました。現在、国内では約7,700の事業者の参加を得て合法木材を供給する体制を整備するなど、一定の成果を上げてきたところです。

また、2003年にインドネシアとの間で署名された違法伐採対策に関する「共同発表」「アクションプラン」に基づき、木材追跡システムなどの技術開発

に共に取り組んでまいりました。

今回のシンポジウムでは、これまでの我が国の取り組みについての発表とともに、インドネシア、マレーシアなど木材生産国及びEUや米国など木材消費国、それぞれの違法伐採対策についても発表いただくものと伺っています。

このシンポジウムにおいて、我が国を始めとする各国の違法伐採対策について御参加の皆様が情報を共有することにより、世界の木材市場における違法伐採木材を排除する動きが今後、一層活発化していくことが期待されます。

また、来年2011年は国連が定める国際森林年です。世界中の森林の持続可能な経営・保全の重要性に対する認識を今一度高めるとともに、我が国の森林・林業の再生に向けた取り組みを国内外に発信していく機会としたいと考えております。

最後に、違法伐採問題に対する関係者の皆様の更なる取組と協力をお願い申し上げますとともに、本日御参集の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

平成22年12月10日
林野庁長官 皆川 芳嗣